

松江市グリーン調達推進方針

1. 目的

本市では、松江市環境基本計画および、松江市地球温暖化対策実行計画において、グリーン購入の実施について取り組むことを定め、環境への負荷の少ない製品を調達することを推進することとしています。

また、平成13年4月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、本市においても同法第10条に基づく調達方針を作成し、また、第7条第1項の規定に基づき、グリーン調達の一層の推進を図ります。

2. 対象範囲

本方針の対象範囲は、本市の全ての機関が行う物品等の調達とします。

3. 基本的な考え方

調達に当たっては、その必要性を十分に検討した上で、以下に掲げる観点に基づき、環境物品等を調達に努めます。

- ① 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③ 長期的な使用が可能であること
- ④ 再使用・リサイクルが可能であること
- ⑤ 廃棄時の処理や処分が容易になるような配慮がなされていること

4. グリーン調達の推進方法

(1) 年度ごとの調達目標の決定

年度ごとに、国が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に準じ、当該年度に重点的に調達を進める環境物品等（以下「特定調達品目」という。）及び調達する特定調達品目についての調達目標を定めます。

(2) 調達の実施

- ① 特定調達品目に該当する物品等の調達に当たっては、入札条件に明示するなどの方法により、調達目標に記載された判断基準に適合した物品等を優先的に購入します。
- ② 特定調達品目に該当しない物品等の調達に当たっては、基本的な考え方に留意して、環境物品等を選択します。

(3) 調達状況の把握等

市は、特定調達品目の調達の取り組み状況について、松江市環境配慮推進委員会へ報告し、松江市環境配慮推進委員会で推進状況を公表します。